

千葉県青少年育成委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 次代を担う青少年の健やかでたくましい成長を願い、千葉県発展の担い手として、青少年が誇りと責任を強く自覚するよう、地域社会の青少年育成団体との連携を図り、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を推進するために、青少年育成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置)

第2条 委員会は、市立中学校（市立稲毛高等学校附属中学校を除く。）の通学区域ごとに一つ青少年育成委員会を設置する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、各中学校区の推薦委員会の推薦を受けた候補者の中から、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の推薦については、千葉県青少年育成委員会委員推薦要領で定める。

(委員の職務)

第4条 委員は第1条前段の目的を達成するために活動する。

(組織)

第5条 委員会に、会長その他役員を置く。

2 委員会の組織については各中学校区青少年育成委員会会則で定める。

(秘密保持義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 委員及び委員会は、その職務に当たって、個人情報の保護等に留意しなければならない。

(委員の解任)

第7条 市長は、委員が次のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認められるとき。

(会長会)

第8条 委員会を統括するために会長会を置く。

- 2 会長会に会長等の役員を置く。
- 3 会長会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 4 会長会の運営については千葉県青少年育成委員会会長会会則で定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置等に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。